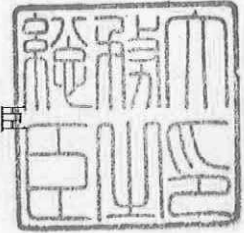




総政審第356号  
平成23年10月6日

国土交通大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の承認について (通知)

平成23年7月5日付け国総情建第54号で申請された下記調査の変更について、別紙のとおり変更することを条件に承認します。

記

建設工事統計調査

## 別紙

### 1 建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の調査事項

#### ア 「国内建設工事の年間受注高」

「国内建設工事の年間受注高」については、今回、削除を行い、建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）の月間受注高から年間受注高を推計することとしているが、動態調査については推計方法の見直しを計画しており、従来の調査結果と推計結果との間に断層が生じる可能性があることから、建設工事の年間受注高の合計について、少なくとも2年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と動態調査の月間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行うこと。

#### イ 「租税公課」

従前から調査している「租税公課」については、平成24年2月に実施される「経済センサス-活動調査」の調査事項である「租税公課」と事業税の取り扱いについて相違がみられることから、報告者が正確に記入できるよう記入要領等において明確にすること。

### 2 施工調査の集計事項

業種別・都道府県別集計については、複数の業種をまとめていることから、32業種で集計を行うこと。